

しんろ 進路だより

けんりつむかい おかこうぎょうこうとうがっこう ていじせいそうごうがっか
県立 向の岡工業高等学校 定時制総合学科
がくしゅうしえん れいわ ねん がつ にちはっごう だい ごう
学習支援グループ 令和2年3月25日発行 (第146号)

ぜんねんじむ
【全年次向け】

はいふ つうちひょう み どりよく ふそく ぶぶん みなお
配付された通知表をよく見て、努力が不足していた部分を見直してみましょう。

らいねんど がくしゅうしせい かんが 来年度の学習姿勢を考えよう！

こんねんど しんがた かんせんしやう かんせんかくだいぼうし がつ にち りんじ
今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために3月2日から臨時
きゅうぎやう ほんじつ りにんしき しゅうりやうしき じっし れいねん こと ねんど
休業となっています。本日も離任式・修了式が実施されないなど、例年とは異なる年度
まつ ともな がくしゅう しんろ かん そうだん きかい へ
末となりました。それに伴い、学習や進路に関する相談をおこなう機会も減ってしまい、
ひじょう しんぱい ふあん おも でんわ かま えんりよ
非常に心配しています。不安に思っていることがあったら電話で構いませんので遠慮な
れんらく
く連絡をしてください。

ほんじつ つうちひょう はいふ ないよう かくにん いえ も かえ
さて、本日は「通知表」が配付されました。しっかりと内容を確認し、家に持ち帰り、
ほごしや かた らん
保護者の方にもご覧いただくようにしてください。

ひょうか (1) 評価

ひょうか かんてんべつひょうか もと さんしゆつ しんろ けつてい
評価は観点別評価を基に算出されています。進路の決定や
しょうがくきん など かんが たか ひょうか
奨学金のこと等を考えると、なるべく高い評価がついたほう
よ き
が良いに決まっています。しかし、残念ながら「進路」や「奨学金」などの事まで考え
およ いじょう たんい かんが せいと
が及ばず、「2以上であれば単位がもらえるからそれでよい」と考える生徒がいます。
しんろけつていじ ふり がくしゅうしせい あらた かんが
進路決定時に不利にならないよう、学習姿勢を改めてほしいと考えています。



けつせきにつすう (2) 欠席日数

みぎ ず ちょうさしよ しゅつせきじやうきやう かくだいの
右の図は調査書の「出席状況」を拡大して載せています。こ
らん み きぎやう じんじたんとうしや しんがくきき めんせつかん
の欄を見たときに、企業の人事担当者や進学先の面接官はどのよ
かん
うに感じるのでしょうか。

やす おお よ がんば そつぎやう む と く
「お休みが多いのに良く頑張って卒業に向けて取り組みまし
たね。わが社でも頑張ってください。」とはなりません。「入社後もこんなに休まれたらど
うしよう。採用できません。」となる可能性が極めて高いです。

出	1年	2年	3年	4年
欠席日数				
席	18	22	20	
状	1年：体調不良等			
欠席の	2年：体調不良等			
祝主な理由	3年：体調不良等			

もちろん、やむを得ない理由で欠席をしている生徒に対してこの話をしていただければいいと思います。特に理由がないにも関わらず欠席を繰り返している生徒に対してお伝えをしています。例えば「欠時数オーバーの心配がなくなったから、あとは休んじゃおう」とか「スポーツ大会、文化祭準備・当日とか面倒だから休もう」などと考えて、実際に休んだ生徒はいませんか？ 「校外学習（2月7日）」「学習成果発表会（2月28日）」でも年次によって差はありますが、全ての年次で残念ながら「理由なき欠席者」がいました。自分自身のためにも、来年度以降、安易な欠席はしないように心がけてください。

令和2年4月「修学支援新制度」がスタート

令和2年4月より大学・短大・専門学校等に進学する住民税非課税世帯と準ずる世帯の学生を対象に「授業料や入学金の免除・減額」「給付型奨学金の支給」が受けられるように新しい制度がスタートしました。進学目的が明確で学習意欲が高いにも関わらず、経済的な理由によって修学を断念することがないように経済的負担を軽減するために整備された制度です。所得に関する要件は目安として次の表をご覧ください。

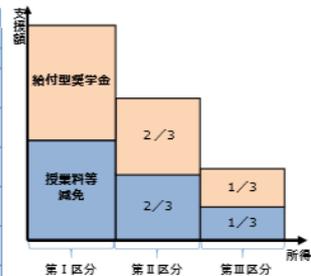
この制度は政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」に基づいて実施されており、公費によって賄われます。進学先で成績不振となった場合には支援の打ち切りもあり、制度利用の際には、趣旨をよく理解して慎重な判断が求められます。

所得に関する要件

以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること
【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)
※調整控除額は市町村民税を納税している場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額となる。
 ※地方税法第295条第1項各号に該当する場合は同法第305条の3第4項の規定により市町の市町村民税の所得割を課することができる場合については、算式に基づき算出された額は零とする。

所得基準に相当する目安年収（例）

	(支援額)	住民税非課税 準ずる世帯		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
ひとり親世帯(母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	3分の3	3分の2	3分の1
	子2人(本人・高校生)	~約270万円	~約360万円	~約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	~約270万円	~約360万円	~約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	~約290万円	~約390万円	~約460万円
ふたり親世帯(両親が生計維持者)	子1人(本人)	~約220万円	~約300万円	~約380万円
	子2人(本人・中学生)	~約270万円	~約300万円	~約380万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	~約320万円	~約370万円	~約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	~約320万円	~約400万円	~約460万円



※年収は、両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
 ※子については、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16~18歳、大学生は19~22歳とする。
 ※給与所得以外の収入はないものとする。(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる。)
 ※目安年収について、「両親(片働き)」は、配偶者控除対象となっている場合。